

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 4月25日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：14件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	平成19年11月19日に発見した油のにじみ（原子炉浄化系ポンプ（A）のオイルクーラーと逃し弁配管のつなぎ目）について、不適合発行を失念したため、是正及び関係者へ周知	C	
2	2号機	原子炉圧力容器表面温度計（A1）復旧において、プラグインコネクタの導通不良が認められたため、当該コネクタを修理	D	
3	2号機	工具センタからの借用物品（LED式ヘッドランプ）の電池カバーを一部破損させ、廃棄処分したため、対応検討	D	
4	2号機	復水脱塩装置苛性ソーダ貯槽点検において、ドレンラインフランジより薬液のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	2号機	中央操作室移動式炉内計装系制御盤点検において、チャンネル（A）同軸ケーブルの被覆に一部損傷が認められたため、当該部を修理	D	
6	4号機	低圧タービン（C）上半ダイヤフラム浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
7	4号機	低圧タービン（B）上半内部車室溶接部浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
8	4号機	低圧タービン（C）下半ダイヤフラム浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
9	4号機	高圧注水系外側蒸気隔離弁点検において、駆動部電気部品カバーを損傷させたため、当該カバーを交換	C	
10	4号機	残留熱除去系ポンプ（C）点検において、センタリング測定値に許容値外れが認められたため、当該部を修理	D	
11	5号機	高圧復水ポンプエリア換気空調系局所空調機（23）冷却水出口圧力計点検において、元弁に開固着が認められたため、当該弁を修理	D	
12	5号機	燃料プール冷却浄化系ろ材プリコートポンプ出口圧力計に指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
13	6号機	原子炉格納容器貫通部計装配管スイッチ付温度記録計に指示不良（NO. 7にオーバースケール）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
14	その他	海生物焼却設備排水処理装置脱水機（A）上ろ布加圧シリンダー駆動用電磁弁コイルのヒューズ切れが認められたため、当該電磁弁を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで